

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会の取り組み

1 柏崎市

柏崎市は、日本海に面した新潟県のほぼ中央に位置しています。平成17年5月1日に、高柳町・西山町と合併し、人口は約80,000人です。

2 柏崎市社会福祉協議会の取り組み

- 平成18年 4月～ 柏崎市社会福祉協議会版日常生活自立支援事業 開始
- 平成19年 4月～ 柏崎市から「成年後見制度相談等支援事業」受託
(平成19年7月16日 中越沖地震被災)
- 平成22年 7月 法人後見人候補者及び法人後見監督人候補者登録完了
- 平成24年 3月 法人後見受任開始
- 平成27年 6月 「市民後見人養成講座」開始
- 平成28年 6月 講座修了生、法人後見の支援員として活動開始(23名活動中)

3 柏崎市社協版 日常生活自立支援事業利用状況(令和元年12月末現在)

利用者区分	人数		分類			
	(生保受給者)		通帳等 預かり	本人管理	自宅	自宅外
高齢者	42	10	28	14	32	10
精神障害者	49	15	46	3	20	29
知的障害者	35	11	29	6	25	10
身体障害者	9	3	4	5	7	2
その他	10	8	9	1	9	1
合計	145	47	116	29	99	52

4 成年後見制度普及啓発等事業

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数	50件	33件	44件	31件	25件	26件	43件	36件	22件
利用支援	6件	4件	14件	20件	27件	28件	30件	19件	7件
研修会	3回	3回	2回	2回	1回	1回	2回	3回	3回

※研修会の他、年1回金融機関との情報交換会を開催

5 法人後見事業(令和3年12月末現在) 合計32名受任(うち7名終了)

類型	後見	保佐	補助	分類		
				生保受給者	自宅	自宅外
高齢者	6	1	0	1	1	6
精神障害者	4	1	1	2	1	5
知的障害者	11	1	0	2	1	11
身体障害者	0	0	0	0	0	0
合計	21	3	1	5	3	22

※令和3年12月末現在受任件数25件

社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会成年後見センター

1 概要

当協議会は、平成16年3月1日佐渡市誕生と同時に発足しました。現在、島内の人口は5万2千人を割り、高齢化率も40%を超えています。

平成23年6月に専門職や関係機関等にアンケート調査を実施したところ、後見人等の需要は増加する一方、受け皿となる専門職の後見人不足が深刻な課題として明らかになりました。

この結果をもとに、専門職等を集めたプロジェクトチームが結成され、法人として後見人等を受任し、さらに新たな後見人等の育成も行う「成年後見センター」の設立を求める報告書を佐渡市に提出しました。この報告がきっかけとなり平成24年4月、当協議会において「成年後見センター」を開設し、平成26年10月には、新潟県内で初めての市民後見人が誕生しました。令和4年1月末までに累計で45名の市民後見人が新潟家庭裁判所佐渡支部から選任されています。今後も弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人とも連携しながら、地域福祉の担い手として市民後見人の養成・活動支援に努めていきます。

令和3年度には中核機関の委託を受けました。今後も中核機関の広報・相談支援等の機能強化及び受任調整・親族後見人の支援など機能の拡大に努めていきます。

2 事業内容

- (1) 成年後見制度の利用等、権利擁護にかかわる相談及び利用支援
- (2) 成年後見制度等の普及、啓発
 - ・成年後見セミナーの開催、出前講座の実施等
- (3) 法人後見の受任 ※令和3年12月31日現在
 - ・受任件数
累計37件（内26件受任中：後見19件・保佐6件、補助1件、11件死亡終了）
- (4) 市民後見推進事業の実施 ※令和3年12月31日現在
 - ・市民後見人養成者数 登録者累計 56名（現在登録者数51名、登録抹消者5名）
 - ・市民後見人活動者数 累計43件（内件受任中：後見23件・保佐5件、補助1件、14件死亡終了）
 - ・市民後見人の活動支援(成年後見センター随時相談、市民後見人フォローアップ研修会、専門職相談会)
- (5) 受任調整会議の実施
 - ・市民後見人に関する受任調整会議の開催
- (6) 法人後見支援事業の実施
 - ・法人後見推進セミナーの実施
- (7) 権利擁護のネットワークづくり
 - ・関係機関連絡会議の開催
- (8) 成年後見センター運営委員会の開催

所在地: 〒952-0206 新潟県佐渡市畑野甲533

連絡先: 電話 0259(81)1155

FAX0259(81)1156

E-mail: kennriyugo@sado-shakyo.com

おおきな
ハートで
佐渡をまもります！

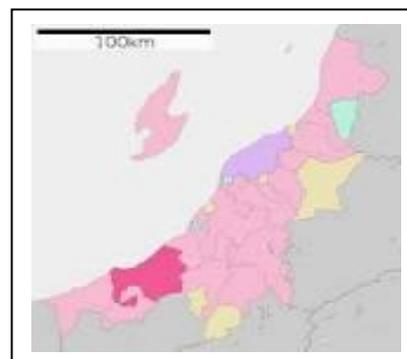


成年後見センター
キャラクター「まもるん」

社会福祉法人上越市社会福祉協議会

1. 上越市概要

上越市は、新潟県の南西部に位置し日本海に面し「この雪の下に高田あり」という言葉で知られる日本有数の豪雪地帯とされています。春は高田公園の日本三大夜桜、夏は高田城のお堀に咲き誇るハスの花、秋は黄金色に染まる田んぼなど四季折々の美しい自然を楽しむことができます。



2. 権利擁護への取り組み

(1) 日常生活自立支援事業（基幹的社協）

新潟県社会福祉協議会からの委託を受け、専門員4名配置しています。

(2) 法人後見事業

①家庭裁判所から受任依頼または日常生活自立支援事業からの移行ケースについて受任し、後見業務をおこないます。

(3) 権利擁護推進事業

①「自分らしく生きるための権利擁護講座」として出前講座（随時）・ミニ講座を市民対象に実施します。

②権利擁護相談を受け付けます。

(4) 地域包括支援センターの運営

市の委託を受け地域包括支援センター1カ所、サテライト1カ所を運営しています。

3. 法人後見事業への取り組み

平成21年～法人後見調査研究プロジェクト設置、翌年法人後見事業準備ワーキングチーム設置（法人後見事業開始に向けて準備）、平成23年～法人後見推進委員会発足（社協内の横断的組織 月2回開催）、法人後見運営委員会発足（有識者による外部委員会 年2回開催）、職員向け内部研修の実施（養成研修）、家庭裁判所への後見人等受任候補者として名簿登載され、受任をスタートしました。

(職員体制) 所属の異なる社協職員10名で構成する法人後見推進委員会をその実施主体とし、事務局を権利擁護生活支援係においています。

法人後見の受任は、1案件につき研修を受けた職員2名で対応しています。

(事業内容) ①後見人等の受任 現在の27件受任（延42件）

②運営委員会の実施（運営委員7名：弁護士、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、行政、福祉関係者）年2回開催し、事業に関する助言をいただいています。

③勉強会の開催（事務局として運営）



上越市社協マスコットキャラクター
「ぬくりん」

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会

1 魚沼市の紹介

魚沼市は、平成16年11月1日に、堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村が合併して誕生しました。新潟県の南東部に位置し、福島県と群馬県の県境に接しています。総面積は946.76 km²、新潟県全体7.5%を占めています。西を魚沼丘陵、東を三国山脈に挟まれた魚沼盆地の北方に位置する魚沼市は、夏は高温多湿、冬は3mもの積雪がある豪雪地帯です。雪がもたらす清らかな水が育んだ、魚沼産コシヒカリと日本酒のおいしさは全国的にも有名です。

※令和3年12月末現在

◆ 人口 34,363人 ◆ 世帯数 13,164世帯

2 魚沼市社協における権利擁護支援の取り組み

平成15年 地域福祉権利擁護事業（現 日常生活自立支援事業）開始

- ・旧北魚沼郡6町村合併前の旧小出町社協が2市8町4村の基幹的社協となる。
- ・基幹的社協の増設に伴い、平成29年度から当市のみとなる。

平成25年11月 「成年後見セミナーin魚沼」開催

平成25年12月 「魚沼の成年後見制度利用支援のあり方検討会」開催（全4回）

平成26年6月 「法人後見導入に向けての検討会」開催（全3回）

平成27年7月 新潟家庭裁判所の法人後見候補者名簿に登録

平成27年8月 「成年後見支援事業」実施

3 法人後見支援事業の内容

- ◆ 法人後見等の受任（受任件数：後見11件、保佐1件 ※令和3年12月末現在）
- ◆ 普及啓発、研修会の開催
- ◆ 相談、申立手続きの支援

〒946-0011

新潟県魚沼市小出島1240番地2（魚沼市小出ボランティアセンター内）

TEL:025-792-8181 FAX:025-792-8812

Eメールアドレス uo-shakyo@uonuma-shakyo.or.jp

ホームページ <http://www.uonuma-shakyo.or.jp/>



魚沼市社協マスコット ふくびい

『アドボネットながの』活動の紹介



【会の目的】

長野県の北信地域を主な活動拠点にした多職種連携による地域の権利擁護ネットワークの構築と充実を目指した団体です。メンバーは、弁護士、司法書士、知的障がい者育成会会員、大学教員、社会福祉士を含む福祉関係者（地域包括支援センター、成年後見支援センター、地域生活定着支援センター、生活就労支援センター、社会福祉協議会、介護保険事業所、障がい者関係事業所など）、行政職員等の有志で構成されています。誰もが本来有する権利を侵害されることなく、その意思に基づいて生活が送れるよう支援するため、支援が滞っている事例・好事例を中心とした検討・協議、情報交換、ネットワーク構築を行うとともに、状況によっては対応機関へのアプローチを行い、提言や提案、啓発を目的としたセミナー等を通じて、権利擁護の推進及び地域福祉の増進に寄与することを目的としています。

【活動内容】

○毎月1回、会員同士が集う定期会（学習会、事例検討会）を開催

地域包括支援センターや生活就労支援センター、成年後見支援センターなどの相談機関が対応する事例、施設や事業所等が抱える事例に関し、協議と方針の検討を行い、会員を通じて提案をしています。事例検討を通じ、相談援助者として求められるスキルアップ、ケース対応に求められる知識の拡充を図りつつ、解決に向けた課題を明確にしながら、会員がどのように関わり、提案することにより権利擁護支援が展開できるかを検討しています。

○セミナー等の開催

地域や定例会等で課題としてあげられた内容を市民とともに深めあい、共に学ぶためのセミナーを開催（行政や関係機関・関係団体と連携、共催・共同開催等）

【取り組みを通じて】

県内では、本会の研究成果を基盤にして各地で成年後見支援センターや権利擁護支援センター等が設置されてきました。特に本会の活動拠点である長野市では、平成21年度に県単年度事業の『成年後見制度促進事業』の中で長野市社会福祉協議会が中心となり、相談窓口をモデル的に設置しつつ、センターの正式設置に向けた市関係機関や関係団体・関係者による検討委員会を開催してきました。平成22年度には、市単独事業として継続的に相談窓口を設置し、平成23年度にセンターの正式設置が実現しています。また、平成25年度から法人後見も行っています。センターの設置や運用は行政が責任をもって取り組み、本会会員が運営委員や専門職調整会議のメンバーとして関わりながら、側面的な関わりや支援を行っています。

成年後見制度利用促進法の動きを捉え、中核機関の設置が進み、行政や関係機関で構成する会議等に本会会員が関わるなどの取り組みをしています。また、改正社会福祉法による重層的支援体制整備について、本会としての関わりや啓発等について検討しています。

【県内各地では】

本会の活動を参考に、専門職がつながり合いながら権利擁護の視点を確認する場として、草の根的に各地域で社会福祉士や弁護士、司法書士などをメンバーとするグループが立ち上がり、現在、県下には14か所のセンターが設置されています。今後は、より一層、センター間での連携を進め、より質の高い活動を目指します。

貧困や孤立、虐待などが課題となる中、会員が自ら所属する職能団体や所属機関とのパイプ役となり、行政等の対応機関への提言等を行っています。地域の課題を探り、地域特性に応じた支援体制が構築されるよう引き続き活動しています。

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会
成年後見支援センターかけはし

1 概要 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害・精神障害がある方の財産や権利を守るために、松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村の2市5村から委託を受けて、中核機関業務及び法人後見業務を行っています。

2 事業開始 平成23年4月

3 所在地 長野県松本市梓川梓2288番地3 松本市役所梓川支所2階

4 事業内容

(1) 広報・啓発

地域住民や福祉関係者等に対して、制度の理解促進を目的とし、出前講座や勉強会を行っています。

(2) 相談業務

一次相談機関職員（福祉事務所、地域包括支援センター、障害者総合相談支援センター等）からの二次相談を行っています。

(3) 市民後見人の養成支援

地域住民が市民後見人等になるための養成研修を行い、市民後見人として選任後も活動を支援しています。

(4) 受任調整会議

適切な後見人等候補者推薦の仕組みとして、受任調整会議を開催しています。

(5) 法人後見業務

財産状況や親族状況によっては、法人として成年後見人等を受任しています。

(6) その他、成年後見制度に関する業務

家庭裁判所との連絡調整、親族後見人の支援等を行っています。

4 職員体制

(1) 正規職員（社会福祉士）4名

(2) 嘱託職員（センター長、社会福祉士、事務職員各1名）3名

(3) 法人後見支援員 5名

特定非営利活動法人 北信ふくしMねっと

1 設立の経緯

北信ふくしMねっとは、地域の社会福祉士等の専門職や障がい者の家族等市民による「権利擁護」を主題とした地道な任意活動を平成23年から積み重ねて、平成27年4月に法人後見という実践的活動を目指して設立に至りました。

2 理念

私たちは、一人ひとりの意思決定を基本とし、人命とその暮らしを尊重する活動をします。判断力に不安があっても、誰もが人生の主体者として地域で共に暮らすためにあらゆる権利を守る提案と実践に専門性をもって取り組みます。

3 活動内容

北信圏域（中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村）は、障がい福祉分野における取り組みが盛んです。北信地域障がい福祉自立支援協議会で具体化された北信圏域権利擁護センター事業を、当法人が平成27年6月から受託し、法人後見も受任しています。

また、法人独自の地域ふれあい拠点づくり事業に取り組んでいます。

【 北信圏域権利擁護センター事業 】

- (1) 権利擁護や成年後見制度に関する相談支援、市町村長申立支援
- (2) 後見等実践者への支援
- (3) 権利擁護の普及・啓発
- (4) 法人後見の実務
- (5) 市民後見人（サポーター）養成とその支援
- (6) 行政・関係機関との連携に基づく虐待問題への支援
- (7) 成年後見制度利用促進における中核機関としての事業に関すること
- (8) その他事業の運営に関し必要な事業



【 法人後見実績 】

平成27年6月1日～令和4年1月末日 29件受任（うち9件終了）

現在 19件受任（後見：14件 保佐：3件 補助：2件）

4 組織概要

名称：特定非営利活動法人北信ふくしMねっと（北信圏域権利擁護センター事業を受託）

所在地：〒383-0022 長野県中野市中央一丁目4-19 長野県中野庁舎3階

TEL：0269-26-2266

FAX：0268-38-1007

E-mail：info@fukushi-mnet.org

URL：<http://fukushi-mnet.org>